

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第190号）

- 1 異議申立ての対象となった本件公開請求の対象文書（諮問案件第248号）
懲戒処分書（平成25年度及び26年度分）
- 2 本件公開請求に対する処分の内容
 - (1) 決定内容
一部公開決定
 - (2) 非公開部分及び理由
 - ア 非公開部分
氏名、所属等の個人を識別できる情報
 - イ 非公開理由
情報公開条例第7条第2号（個人情報）及び第6号（事務事業情報）に該当する。
- 3 担当課（所）
教育委員会教職員課
- 4 異議申立て等の経緯

(1) H27. 8. 26 公開請求	(4) H27. 10. 8 諮問
(2) H27. 9. 9 一部公開決定	(5) H28. 9. 28 答申
(3) H27. 9. 9 異議申立て	
- 5 諮問に係る審査会の判断結果
本件異議申立ての対象となった公文書につき、一部公開とした決定は、妥当である。

非公開部分	該当条項	審査会の判断	
		判断結果	判断要旨
氏名、所属等の個人を識別できる情報	条例第7条第2号 個人情報 第6号 事務事業情報	非公開	1 本件公文書の内容及び非公開理由について 審査会において、本件処分に係る公文書を見分したところ、懲戒処分書と表題された文書で、処分対象者の身分のうち所属する市町名（県立の場合は県名）の部分、職名のうち勤務する学校名の部分及び氏名が、条例第7条第2号及び同条第6号に該当するとして非公開とされていた。 2 条例第7条第2号の該当性について (1) 条例第7条第2号本文の該当性について 市町名（県立の場合は県名）及び学校名については、これだけで特定の個人を識別することができる情報とは言えないが、懲戒処分書の懲戒処分の種類及び処分年月日が公開されており、これらの情報を照合することによって、一定範囲の者にとっては特定の個人を識別できる可能性があり、いずれも条例第7条第2号本文に該当する。 また、処分対象者の氏名は、同号本文に該当することは明らかである。 (2) 条例第7条第2号ただし書の該当性について

		<p>条例第7条第2号ただし書イにおいて、「公にされている情報」とは、現在、何人も知りうる状態に置かれている情報であり、また、「公にすることが予定されている情報」とは、公にされることが時間的に予定されているもののみならず、当該情報の性質上通例公にされるものも含まれると解されるが、本件非公開情報が、このような規定に該当するとは認められない。</p> <p>同号ただし書ハにおいて、「公務員の職務の遂行に係る情報」とは、公務員が行政機関又はその補助機関として、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報をいい、公務員の処分歴等職員としての身分取扱いに係る情報などは、該当しないと解されるので、本件非公開情報は同号ただし書ハに該当しない。</p> <p>また、本件非公開情報が、同号ただし書ロに該当する事情は認められない。</p> <p>このようなことから、本件情報を条例第7条第2号に該当するとして非公開とした決定は、妥当である。</p> <p>3 条例第7条6号の該当性について 実施機関が、本件処分において非公開とした部分については、2で述べたとおり、条例第7条第2号の非公開情報に該当するため、同条第6号について判断するまでもなく、非公開とすることが妥当である。</p> <p>4 条例第9条の規定による裁量的公開について 異議申立人は、公益的理由により裁量的公開を行ってしかるべきであると主張しているが、非公開情報である個人情報を公開することを上回る公益性は認められない。</p>
--	--	--

6 審議経緯 審査回数 2回

(別 紙)

答申第190号

答 申 書

平成28年9月

石 川 県 情 報 公 開 審 査 会

第1 審査会の結論

石川県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき、一部公開とした決定は妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対して、平成27年8月26日に、平成25年度及び26年度における教員に対する懲戒処分決定書について公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求について、請求に対応する公文書として、「懲戒処分書（平成25年度及び26年度分）」（以下「本件公文書」という。）を特定し、平成27年9月9日に、公文書一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行って、公開しない部分及び公開しない理由を付して異議申立人に通知した。

（公開しない部分）

氏名、所属等の個人を識別できる情報

（公開しない理由）

条例第7条第2号及び第6号に該当

3 異議申立て

異議申立人は、平成27年9月9日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

実施機関は、平成27年10月8日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、非公開部分の公開を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

(1) 異議申立書

ア 非公開の理由として、条例第7条第2号の個人識別情報にあるとされているが、懲戒処分の情報は、同号ただし書ハの情報にあたるので、非公開情報に該当しない。

イ 非公開の理由として、条例第7条第6号に該当するとあるが、同号のイないしホのどれに該当するかが記載されておらず、理由付記の不備で違法である。

同号ニに該当するとして一部非公開としたと思われるが、懲戒処分は新聞等により不特定多数に氏名や処分理由、さらに具体的行為まで公表されており、公表することによって新たに「公正かつ円滑な人事の運営に支障を及ぼすおそれ」が生じるとは言えない。

(2) 意見書

ア 本件処分における非公開情報が、条例第7条第2号の個人識別情報にあたるとしても、公表された情報は、ほとんどの人々の記憶から消え去ったと言えるものでない限り、保護の重要性は低く、このような情報まで保護する必要があると解したのでは、県民の知る権利よりも特定個人のプライバシーを過剰に保護することとなり、条例の趣旨に反するものである。

平成25年度及び26年度の懲戒処分は、決定及び公表から1、2年しか経過していないので、相当の年月を経過したことにより要保護性が再び発生したものとは言い難い。

よって、非公開情報は、同号ただし書イに該当する。

また、懲戒処分に係る決定書は、人事に関する情報ではあるが、処分の原因となった事実が、純粋な私生活で行われた、何ら職務と関係のない行為でない限り、「職務の遂行に係る情報」であると言えるので、同号ただし書ハに該当する。

さらに、被処分者の氏名は個人識別情報に該当するが、勤務校名については、これを公開しても特定の教員を識別することは不可能であり、勤務校を条例第7条第2号に該当するとして非公開としたのは違法である。

イ 実施機関は、「本件情報は、石川県教育委員会が教職員の服務事故について行う処分に係る情報であり、今後教員の服務事故が発生した場合に関係者等からの事情聴取による適切な情報収集が困難となる」と述べているが、本件公文書には、被処分者の氏名、勤務校名及び処分の内容しか記載されておらず、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある」という理由説明は、意味が全く理解できない。これが公開されることによって、誰が、どの事故に関して情報提供したかが全く明らかになるものではない以上、関係者に影響が出ることは考えられず、人事管理に影響など出ることは考えられないので、条例第7条第6号に該当しない。

ウ 仮に、本件情報が非公開情報に該当するとしても、条例第9条の規定に基づき、全部公開すべきものとする。

教員は、児童生徒と極めて直接的な関わりを有する特殊性をもった公務員であり、そのような者が、どのような人格の持ち主であるかを公開することは、県民にとって必要な情報であり、特定個人の識別を可能ならしめるとしても公開すべき公益が十分に存在するものとする。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が、理由説明書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

1 本件公文書には、教員の氏名及び所属に関する情報が記録されており、これらの情報は、教員個人に関する情報として、特定の個人を識別することができるものであり、条例第7条第2号に該当し、公開することができない。

また、過去に新聞報道等により公にされたとしても、本件情報は公開請求時点で公にされているとは認められず、慣行として公にされているものではない。

2 本件情報は、石川県教育委員会が教職員の服務事故について行う処分に係る情報であり、これを公にすると、今後、服務事故が発生した場合、関係者等からの事情聴取による適切な情報収集が困難となり、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、条例第7条第6号に該当する。

第5 審査会の判断

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、

県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件公文書の性格等について

平成25年度及び26年度に行われた教員に対する懲戒処分書である。

3 非公開情報の該当性について

(1) 本件公文書の内容及び非公開理由について

当審査会において、本件処分に係る公文書を見分したところ、懲戒処分書と表題された文書で、処分対象者の身分のうち所属する市町名（県立の場合は県名）の部分、職名のうち勤務する学校名の部分及び氏名が、条例第7条第2号及び同条第6号に該当するとして非公開とされていた。

(2) 条例第7条第2号該当性について

ア 条例第7条第2号の規定について

条例第7条第2号では、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを非公開情報と規定し、ただし書において、「イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」及び「ハ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」に該当する情報について、非公開の例外と規定している。

イ 条例第7条第2号本文の該当性について

市町名（県立の場合は県名）及び学校名については、これだけで特定の個人を識別することができる情報とは言えないが、懲戒処分書の懲戒処分の種類及び処分年月日が公開されており、これらの情報を照合することによって、一定範囲の者にとっては特定の個人を識別できる可能性があり、いずれも条例第7条第2号本文に該当する。

また、処分対象者の氏名は、同号本文に該当することは明らかである。

ウ 条例第7条第2号ただし書の該当性について

条例第7条第2号ただし書イにおいて、「公にされている情報」とは、現在、何人も知りうる状態に置かれている情報であり、また、「公にすることが予定されている情報」とは、公にされることが時間的に予定されているもののみならず、当該情報の性質上通例公にされるものも含まれると解されるが、本件非公開情報が、このような規定に該当するとは認められない。

同号ただし書ハにおいて、「公務員の職務の遂行に係る情報」とは、公務員が行政機関又はその補助機関として、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報をいい、公務員の処分歴等職員としての身分取扱いに係る情報などは、該当しないと解されるので、本件非公開情報は同号ただし書ハに該当しない。

また、本件非公開情報が、同号ただし書ロに該当する事情は認められない。

このようなことから、本件情報を条例第7条第2号に該当するとして非公開とした決定は、妥当である。

(3) 条例第7条第6号該当性について

実施機関が、本件処分において非公開とした部分については、(2)で述べたとおり、条例第7条第2号の非公開情報に該当するため、同条第6号について判断するまでもなく、非公開とすることが妥当である。

4 条例第9条の規定による裁量的公開について

異議申立人は、公益的理由により裁量的公開を行ってしかるべきであると主張しているが、非公開情報である個人情報公開することを上回る公益性は認められない。

5 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

なお、当審査会の真鍋委員は、審査会の了解を得て本件諮問案件の審議を回避した。

<別表>

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成27年10月6日	○諮問を受けた。(諮問案件第248号)
平成27年10月27日	○実施機関(教育委員会事務局教職員課)から理由説明書を受理した。
平成27年11月17日	○異議申立人から意見書を受理した。
平成28年5月12日 (第273回審査会)	○事案の審議を行った。
平成28年6月30日 (第274回審査会)	○事案の審議を行った。